

## 令和3年税制改正大綱を読んだ感想

令和3年の税制改正の大綱が令和2年12月21日に閣議決定されました。大綱の前文にはポストコロナ社会を念頭に置いた税制改正であることが記されています。しかし個々の改正内容自体は、改正に伴うコロナ禍の社会への負担への配慮したためか、抜本的な制度改正は予定されていないように見受けられます。今回のエクラ通信は令和3年税制改正大綱のなかから筆者の注目する項目をピックアップしてご紹介いたします。

### ① 退職所得課税の適正化

退職手当等のうち、勤続年数が5年以下の者が受ける退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については2分の1課税の適用から除外されることが予定されています。

### ② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合は、当該管理残額は相続税の2割加算の対象になることが予定されています。

### ③ 非上場株式等に係る相続税の納税猶予（事業承継税制）の制度緩和

被相続人が70歳未満で死亡した場合、後継者が役員であることとする要件が緩和される予定です。

### ④ 産業競争力の強化に係る措置（繰越欠損金の控除上限の特例の創設）

産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた事業者は、一定の期間（最長5年）に限り、所得金額の50%を超えて欠損金額を利用することができる予定です。

### ⑤ 株式対価 M&A を促進するための措置の創設

令和元年の会社法改正により、「株式交付」が組織再編に追加されました。株式交付とは企業を買収する際の対価として株式を交付することです。従来の株式交換が100%の資本関係を要件とするのに対し、株式交付は出資関係が50%を超える割合で柔軟に計画することができます。大綱では80%以上の出資関係となるように株式交付を行った場合の株式譲渡損益は、課税の繰延ができることが予定されています。

### ⑥ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

令和6年3月31日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、その認定に係る計画に従い他の法人の株式を取得（取得価額が10億円以下に限る）した場合には、その取得した株式の価格の低落による損失に備えるため、取得価額の70%を「中小企業事業再編投資損失準備金」として取得した事業年度の損金の額に算入することが可能になる見込みです。この準備金は翌期から5年間にわたって取り崩され益金の額に算入される予定です。